

申請等の名称		標準処理期間	備考
薬局開設許可	新規申請	15日	<p>1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする</p> <p>2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない</p> <p>3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない</p>
	更新申請	10日	
薬局製剤製造業許可	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
薬局製剤製造販売業許可	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
薬局製剤製造販売承認	申請	15日	
店舗販売業許可	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
毒物劇物販売業登録	新規申請	15日	
	更新申請	10日	